

建物等の解体に伴う給水装置・排水設備等の適切な処理について

最近、建物の解体工事等において、給水装置（水道管）の破損による漏水事故や水道の無断使用等のトラブルが増加しています。

また、排水設備撤去時についても必要な措置が講じられない場合、下水道管や污水处理場の機能に影響を及ぼす恐れがあります。

解体工事等の依頼主や工事関係者の皆様は、下記の注意事項をご理解いただき、事故防止等にご協力ください。

建物を解体するときは、必ず上下水道班に照会し必要な手続きをお願いします。

○建物の解体に伴い、

1. 給水装置を撤去する場合は、『給水装置工事申込書』が必要です。

▼解体業者（下記町指定業者でない場合）は、給水装置の撤去工事を行うことはできません。

▼町指定の『指定給水装置工事事業者』に諸手続きや工事の依頼が必要です。

▼給水装置工事の申込みをしない『無届工事』は条例違反です。必要な手続きをせず、給水装置を撤去した場合は、5万円以下の過料を科す場合があります。また、水道メーターを亡失または棄損した場合は、損害額を弁償していただくことになります。

2. 排水設備を撤去する場合は、『使用廃止届』が必要です。

▼解体業者は排水設備の撤去工事を行うことはできません。

▼町指定の『排水設備指定業者』に諸手続きや工事の依頼が必要です。

▼下水道に接続する『公共汚水ます』は町の所有物です。必要な手続きをせず、無断撤去または破損させた場合は原形復旧を求めます。

※無届工事により土砂や異物が流入し、下水道管の閉塞や污水处理場の機能に影響を及ぼした場合、復旧に係った費用を請求します。

3. 浄化槽を廃止・撤去する場合は、『浄化槽使用廃止届出書』が必要です。

▼浄化槽撤去の場合は、槽内の汚泥の汲取りと清掃が必要です。

⚠ 『無届工事』は絶対に行わないでください ⚠

▼無届工事は、撤去した情報が、給水台帳や排水設備台帳、浄化槽台帳に登録されず、依頼主（所有者）の不利益になる場合があります。

裏 面 に つ づ く

○給水装置撤去時の止水栓、メーター（量水器）について

1. メーターのみ撤去する場合

▼止水栓（止水栓筐を含む）を残し、止水栓を閉栓したのち不純物混入防止のためキャップ（止水栓より先 10 cm以内）によって二重に止水してください。

また、止水栓の位置が不明にならないように申込書に平面図・オフセットを記載し、現場に杭等を設置してください。

2. 更地にする場合

▼道路内配水管の分岐部で閉止としてください。また、道路内の給水管をすべて撤去してください。

3. メーターを残す場合

▼少なくとも散水栓等を1栓設置してください。

※給水装置除却前に一度町に連絡し、閉栓されているか確認してください。許可なく操作することのないようにしてください。

【問合せ先 建設課上下水道班 TEL0242-84-1531】